

## 10. 参考資料

(1) 下水道使用料体系の推移(1月分)

(消費税抜き)

制定年月日	用途	使用料			
		基本料金		超過料金 (1㎡につき)	
昭和48年12月1日	専 用 せ ん	家事用	8 ㎡まで	80 円	10 円
		官公署、学校、 病院、会社、工場、 その他大口用	100 ㎡まで	1,000 円	10 円
		特殊営業用	100 ㎡まで	1,000 円	20 円
		湯屋営業用	100 ㎡まで	800 円	10 円
		共用せん	10 ㎡まで	100 円	10 円

更新年月日	区分	使用料		
		汚水排除量		金額
昭和51年6月1日	一般汚水	20 ㎡まで		300 円
		21 ㎡から	50 ㎡まで	1㎡につき 19 円
		51 ㎡から	100 ㎡まで	1㎡につき 22 円
		101 ㎡から	200 ㎡まで	1㎡につき 25 円
		201 ㎡から	500 ㎡まで	1㎡につき 28 円
		501 ㎡から	1,000 ㎡まで	1㎡につき 31 円
		1,001 ㎡から	5,000 ㎡まで	1㎡につき 34 円
		5,001 ㎡以上		1㎡につき 37 円
	公衆浴場汚水	100 ㎡まで		2,000 円
		101 ㎡以上		1㎡につき 20 円

更新年月日	区分	使用料		
		汚水排除量		金額
昭和56年6月1日	一般汚水	20 ㎡まで		300 円
		21 ㎡から	50 ㎡まで	1㎡につき 25 円
		51 ㎡から	100 ㎡まで	1㎡につき 30 円
		101 ㎡から	200 ㎡まで	1㎡につき 35 円
		201 ㎡から	500 ㎡まで	1㎡につき 40 円
		501 ㎡から	1,000 ㎡まで	1㎡につき 50 円
		1,001 ㎡から	5,000 ㎡まで	1㎡につき 60 円
		5,001 ㎡以上		1㎡につき 70 円
	公衆浴場汚水	1 ㎡につき		15 円

更新年月日	区分	使用料		
		汚水排除量		金額
平成4年6月1日	一般汚水	20 ㎡まで		400 円
		21 ㎡から	50 ㎡まで	1㎡につき 35 円
		51 ㎡から	100 ㎡まで	1㎡につき 40 円
		101 ㎡から	200 ㎡まで	1㎡につき 45 円
		201 ㎡から	500 ㎡まで	1㎡につき 55 円
		501 ㎡から	1,000 ㎡まで	1㎡につき 65 円
		1,001 ㎡から	5,000 ㎡まで	1㎡につき 80 円
		5,001 ㎡以上		1㎡につき 90 円
	公衆浴場汚水	1 ㎡につき		15 円

(消費税抜き)

更新年月日	区分	使用料	
		污水排除量	金額
平成8年4月1日	一般汚水	20 m <sup>3</sup> まで	500 円
		21 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 45 円
		51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 55 円
		101 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 60 円
		201 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 75 円
		501 m <sup>3</sup> から 1,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 85 円
		1,001 m <sup>3</sup> から 5,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 105 円
	5,001 m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 120 円	
	公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	20 円

更新年月日	区分	使用料	
		污水排除量	金額
平成12年4月1日	一般汚水	10 m <sup>3</sup> まで	600 円
		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 12 円
		21 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 55 円
		51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 71 円
		101 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 78 円
		201 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 97 円
		501 m <sup>3</sup> から 1,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 110 円
		1,001 m <sup>3</sup> から 5,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 136 円
	5,001 m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 156 円	
	公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	20 円

更新年月日	区分	基本料金	従量使用料	
			污水排除量	金額
平成29年4月1日	一般汚水	600円	1 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 11 円
			11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 22 円
			21 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 76 円
			51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 96 円
			101 m <sup>3</sup> から 200 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 106 円
			201 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 132 円
			501 m <sup>3</sup> から 1,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 150 円
			1,001 m <sup>3</sup> から 5,000 m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 185 円
	5,001 m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき 212 円		
	公衆浴場汚水		1 m <sup>3</sup> につき	20 円

(2) 水洗便所等の奨励制度

昭和47年10月から荒川左岸南部流域下水道処理センターが運転を開始し、水洗化が可能となり、水洗便所の普及をはかるため、昭和47年より、水洗化者に対して資金の融資又は補助を行ってきた。

なお、昭和49年度には、制度の一部を改正し、市が指定金融機関に改造資金の貸付をあっせん、並びに私道に対しての補助金支給制度を実施した。

1) 水洗便所改造費補助

(イ) 補助額

改造工事1箇所につき 20,000円※下水道処理区域供用開始の公示日から3年以内に改造工事をした場合

(ロ) 補助状況

年度	資金枠	補助件数	改造工事件数	補助額	備考
昭和48年度	1,300,000 円	118 件	182 個	1,274,000 円	1箇所 7,000円
昭和49年度	1,890,000	90	119	833,000	49.6月末迄1箇所 7,000円
	11,000,000	440	701	10,515,000	49.7月以降1箇所 12,000円
昭和50年度	12,900,000	420	782	11,730,000	〃
昭和51年度	12,900,000	442	737	11,021,000	〃
昭和52年度	13,500,000	464	699	10,483,000	〃
昭和53年度	15,600,000	430	657	10,510,000	53.9月以降1箇所 20,000円
昭和54年度	11,800,000	242	382	7,640,000	〃
昭和55年度	28,400,000	285	413	8,260,000	〃
昭和56年度	12,400,000	351	527	10,540,000	〃
昭和57年度	25,180,000	436	643	12,860,000	〃
昭和58年度	13,120,000	430	650	13,000,000	〃
昭和59年度	16,580,000	509	789	15,780,000	〃
昭和60年度	13,240,000	430	660	13,200,000	〃
昭和61年度	14,000,000	278	364	7,280,000	〃
昭和62年度	12,200,000	179	269	5,380,000	〃
昭和63年度	6,300,000	77	143	2,860,000	〃
平成元年度	1,500,000	64	77	1,540,000	〃
平成2年度	2,740,000	17	21	420,000	〃
平成3年度	760,000	11	12	240,000	〃
平成4年度	240,000	6	7	140,000	〃
平成5年度	40,000	1	2	40,000	〃
平成6年度	0	0	0	0	〃
平成7年度	0	0	0	0	〃
平成8年度	0	0	0	0	〃
平成9年度	0	0	0	0	〃
平成10年度	0	0	0	0	〃
平成11年度	0	0	0	0	〃
平成12年度	0	0	0	0	〃
平成13年度	0	0	0	0	〃
平成14年度	0	0	0	0	〃
平成15年度	0	0	0	0	〃
平成16年度	0	0	0	0	〃
平成17年度	800,000	1	2	20,000	〃
平成18年度	1,000,000	5	72	100,000	〃
平成19年度	1,000,000	1	16	20,000	〃
平成20年度	1,000,000	3	3	60,000	〃
平成21年度	1,000,000	2	2	40,000	〃
平成22年度	1,100,000	42	42	840,000	〃
平成23年度	820,000	22	22	440,000	〃
平成24年度	2,340,000	51	52	1,040,000	〃
平成25年度	2,040,000	44	44	880,000	〃
平成26年度	2,180,000	14	30	600,000	〃
平成27年度	3,240,000	78	78	1,560,000	〃
平成28年度	2,326,200	54	54	1,080,000	〃
平成29年度	2,480,000	42	64	840,000	〃
平成30年度	3,800,000	95	95	1,900,000	〃
令和元年度	7,260,000	174	174	3,480,000	〃
令和2年度	5,960,000	114	136	2,280,000	〃
令和3年度	7,280,000	129	161	2,580,000	〃
令和4年度	7,660,000	136	154	2,720,000	〃

2) 生活困窮者補助

(イ) 補助対象者

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者。

(ロ) 補助額

改造工事に要した費用の全額

3) 私道排水設備補助

(イ) 補助額

補助基本額(工事査定額)の2/3又は3/4以内の額。

(ロ) 補助状況

年度	補助率	補助件数	補助額	年度	補助率	補助件数	補助額
昭和49年度	2/3	60 件	12,661 千円	平成11年度	2/3	0 件	0 千円
	3/4	11	3,851		3/4	0	0
昭和50年度	2/3	31	10,909	平成12年度	2/3	0	0
	3/4	1	1,146		3/4	0	0
昭和51年度	2/3	29	9,079	平成13年度	2/3	0	0
	3/4	6	2,845		3/4	0	0
昭和52年度	2/3	21	5,178	平成14年度	2/3	0	0
	3/4	8	4,405		3/4	0	0
昭和53年度	2/3	14	3,594	平成15年度	2/3	0	0
	3/4	2	735		3/4	0	0
昭和54年度	2/3	3	992	平成16年度	2/3	0	0
	3/4	2	1,903		3/4	0	0
昭和55年度	2/3	9	2,196	平成17年度	2/3	0	0
	3/4	4	1,002		3/4	0	0
昭和56年度	2/3	21	10,196	平成18年度	2/3	0	0
	3/4	5	3,204		3/4	0	0
昭和57年度	2/3	18	6,094	平成19年度	2/3	0	0
	3/4	10	2,717		3/4	0	0
昭和58年度	2/3	14	6,872	平成20年度	2/3	0	0
	3/4	8	2,993		3/4	0	0
昭和59年度	2/3	24	13,862	平成21年度	2/3	0	0
	3/4	6	1,772		3/4	0	0
昭和60年度	2/3	12	5,450	平成22年度	2/3	0	0
	3/4	11	4,373		3/4	1	679
昭和61年度	2/3	11	3,512	平成23年度	2/3	0	0
	3/4	9	3,783		3/4	1	1,298
昭和62年度	2/3	3	804	平成24年度	2/3	0	0
	3/4	1	340		3/4	2	1,722
昭和63年度	2/3	3	1,668	平成25年度	2/3	0	0
	3/4	0	0		3/4	0	0
平成元年度	2/3	1	320	平成26年度	2/3	0	0
	3/4	2	835		3/4	0	0
平成2年度	2/3	1	261	平成27年度	2/3	0	0
	3/4	0	0		3/4	7	10,381
平成3年度	2/3	1	942	平成28年度	2/3	0	0
	3/4	0	0		3/4	2	1,790
平成4年度	2/3	0	0	平成29年度	2/3	0	0
	3/4	0	0		3/4	2	3,771
平成5年度	2/3	0	0	平成30年度	2/3	0	0
	3/4	0	0		3/4	7	15,369
平成6年度	2/3	0	0	令和元年度	2/3	1	645
	3/4	0	0		3/4	6	8,564
平成7年度	2/3	0	0	令和2年度	2/3	1	1,848
	3/4	0	0		3/4	2	2,536
平成8年度	2/3	0	0	令和3年度	2/3	0	0
	3/4	0	0		3/4	3	4,537
平成9年度	2/3	0	0	令和4年度	2/3	2	2,732
	3/4	0	0		3/4	2	2,721
平成10年度	2/3	0	0				
	3/4	0	0				

4) 水洗便所改造費あっせん

(イ) 貸付金

改造資金として預託金の10倍の額を指定金融機関が貸し付ける。(昭和49年7月1日から実施)

(ロ) 貸付限度額

改造工事1箇所につき 500,000円以内の額。

(ハ) 貸付条件

年利2.3%(令和4年度)、貸付の翌日から42ヶ月元利均等償還。

(ニ) 利子補助

償還終了において利子の全額を補助する

(ホ) あっせん状況

年度	預託金	貸付件数	改造便器数	貸付額	備考
昭和49年度	39,372 千円	386 件	690 個	83,670 千円	貸付利率 8.7
昭和50年度	24,000	284	674	88,010	〃
昭和51年度	25,000	241	513	65,120	〃
昭和52年度	46,000	201	452	56,890	〃
昭和53年度	44,300	202	417	58,930	7.0
昭和54年度	38,860	93	217	33,620	6.7
昭和55年度	34,090	125	247	43,130	7.2
昭和56年度	31,730	132	277	49,260	6.8
昭和57年度	28,360	104	249	43,220	6.6
昭和58年度	30,660	106	211	38,700	6.4
昭和59年度	29,230	111	247	46,220	6.0
昭和60年度	30,900	50	86	16,120	〃
昭和61年度	31,100	45	106	20,260	〃
昭和62年度	26,500	11	11	2,060	5.8
昭和63年度	13,600	2	3	550	〃
平成元年度	4,170	2	12	2,140	〃
平成2年度	1,460	1	1	200	6.3
平成3年度	910	0	0	0	6.5
平成4年度	390	0	0	0	6.0
平成5年度	170	0	0	0	5.0
平成6年度	200	0	0	0	4.0
平成7年度	200	0	0	0	〃
平成8年度	200	0	0	0	3.5
平成9年度	200	0	0	0	〃
平成10年度	200	0	0	0	〃
平成11年度	200	0	0	0	〃
平成12年度	200	0	0	0	2.5
平成13年度	200	0	0	0	〃
平成14年度	200	0	0	0	〃
平成15年度	200	0	0	0	〃
平成16年度	400	0	0	0	〃
平成17年度	1,800	0	0	0	2.2
平成18年度	1,800	0	0	0	1.8
平成19年度	1,800	0	0	0	2.05
平成20年度	1,800	0	0	0	2.3
平成21年度	1,800	0	0	0	〃
平成22年度	900	0	0	0	〃
平成23年度	150	0	0	0	〃
平成24年度	150	0	0	0	〃
平成25年度	150	0	0	0	〃
平成26年度	0	0	0	0	〃
平成27年度	0	0	0	0	〃
平成28年度	0	0	0	0	〃
平成29年度	0	0	0	0	〃
平成30年度	0	0	0	0	〃
令和元年度	0	0	0	0	〃
令和2年度	0	0	0	0	〃
令和3年度	0	0	0	0	〃
令和4年度	0	0	0	0	〃

## (へ) 利子補助状況

年度	資金枠	補助件数	補助額	備考
昭和49年度	10,000 円	1 件	536 円	
昭和50年度	30,000	4	20,743	
昭和51年度	100,000	7	68,787	
昭和52年度	1,795,000	31	1,254,147	
昭和53年度	15,141,000	400	14,863,000	
昭和54年度	12,640,000	245	12,636,875	
昭和55年度	9,275,000	213	8,798,464	
昭和56年度	7,296,000	173	6,210,152	
昭和57年度	7,363,000	154	5,737,163	
昭和58年度	5,620,000	86	4,850,726	
昭和59年度	4,866,000	89	3,929,212	
昭和60年度	5,744,000	110	5,078,240	
昭和61年度	5,600,000	86	4,526,300	
昭和62年度	4,266,000	75	3,376,547	
昭和63年度	4,319,000	82	3,783,933	
平成元年度	2,541,000	43	1,669,113	
平成2年度	1,641,000	32	1,596,532	
平成3年度	358,000	8	283,264	
平成4年度	300,000	2	238,652	
平成5年度	260,000	0	0	
平成6年度	100,000	0	0	
平成7年度	50,000	0	0	
平成8年度	65,000	2	42,836	
平成9年度	0	0	0	
平成10年度	0	0	0	
平成11年度	0	0	0	
平成12年度	0	0	0	
平成13年度	0	0	0	
平成14年度	0	0	0	
平成15年度	0	0	0	
平成16年度	0	0	0	
平成17年度	0	0	0	
平成18年度	0	0	0	
平成19年度	0	0	0	
平成20年度	0	0	0	
平成21年度	0	0	0	
平成22年度	0	0	0	
平成23年度	0	0	0	
平成24年度	0	0	0	
平成25年度	0	0	0	
平成26年度	0	0	0	
平成27年度	0	0	0	
平成28年度	0	0	0	
平成29年度	0	0	0	
平成30年度	0	0	0	
令和元年度	0	0	0	
令和2年度	0	0	0	
令和3年度	0	0	0	
令和4年度	0	0	0	

### (3) 排水設備指定工事店

本市では、くみ取り便所の改造工事及び排水設備工事等を行う場合、市民の便宜をはかるため昭和47年から指定工事店制度を設けている。

指定工事店には、排水設備責任技術者を1名以上専属されており、これらの責任技術者のもとに改造工事等が実施されている。

#### ○ 指定の要件

責任技術者1名以上専属していること。工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。  
埼玉県内に営業所又は店舗があること。

#### ○ 指定の申請

指定工事店指定申請書を提出すること。

#### ○ 指定の有効期間

指定を受けた日から4年を経過した日後最初の11月30日までの期間。

#### ○ 指定の更新

市長の指定する日までに指定工事店指定申請書を提出する。

### (4) 責任技術者

○ 埼玉県下水道協会(以下「県下水道協会」という。)が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験に合格し、県下水道協会に試験の実施を受託している市町村及び一部事務組合に登録した者。

#### ○ 登録の有効期間

登録を受けた日から5年とする。



